

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第 16 回 松阪市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク連絡協議会 代表者会議
2. 開 催 日 時	令和 4 年 11 月 17 日（木）午後 2 時 00 分から午後 3 時 20 分まで
3. 開 催 場 所	松阪市嬉野町 1434 番地 嬉野保健センター大会議室（嬉野地域振興局内）
4. 出席者氏名	（委 員）42 名 （事務局） 6 名
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	0 名
7. 担 当	松阪市障がい福祉課 障がい福祉係 林、寺井 TFL 0598-53-4171 FAX 0598-26-9113 e-mail : shogai.div@city.matsusaka.mie.jp

○協議事項

- ・ 松阪市の高齢者・障がい者虐待の状況について
- ・ 講演「虐待発見から終結までのプロセス」
～適切な役割分担と連携～
- ・ 質疑応答
- ・ その他

第16回松阪市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク連絡協議会代表者会議議事録

R4.11.17 (木)

会議時間 1時間 20分

事務局 定刻となりましたので、ただいまより第16回 松阪市高齢者・障がい者 虐待防止ネットワーク連絡協議会 代表者会議を開催いたします。本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして厚くお礼申し上げます。この連絡協議会の事務局は、障がい福祉課と高齢者支援課で担当しております。本日の会議は集合型とWEBのハイブリッド方式で行っておりますが、ウェブでご参加の皆様、聞こえていますでしょうか。さて、本日初めての方もおみえになりますので、それぞれ委員の皆様のご紹介をさせていただくのが本意でございますが、時間の都合上お手元にお配り致しました名簿により、委員の皆様のご紹介にかえさせていただきますのでよろしくお願いたします。なお、一部の方につきましては、ウェブでのご出席及び代理出席であることを申し添えます。本日の会議は、会議を公開するものとし傍聴も認めております。また録音や記録用の写真を撮影させていただきますので予めご了承ください。では早速ではございますが、進行役を議長に交代させていただきます。議長は、松阪市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク連絡協議会 要綱第5条に基づき、健康福祉部長が務めることとなっておりますので宜しくお願い致します。

議長 改めまして、みなさまこんにちは。代表者会議の議長を務めさせていただきます。宜しくお願い致します。本日の代表者会議の開催にあたりましては、長引く新型コロナ渦の中、また大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、平素から松阪市の保健福祉行政に多大なご理解とご協力をいただきこの場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。さて、このネットワーク連絡協議会代表者会議ですが、コロナにより令和元年度より3年間開催ができませんでしたが、今年度はようやく開催させていただき運びとなりましたこと大変嬉しく思っております。本日は、新型コロナ感染防止の観点から、集合型とウェブのハイブリッド形式で開催しております。通信状況により画像や音声が入ることもありますので、何卒ご了承くださいスムーズな進行にご協力をお願い致します。

さて、当市におきましては、高齢者虐待防止ネットワーク連絡協議会が平成19年に設立され、平成24年度からは「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)にもとづき「高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク連絡協議会」として高齢者、障がい者の虐待の早期発見と予防、支援及び対応のためのネットワークを合言葉に、ここにご参加の関係機関のみなさまと一緒に、虐待予防の取り組み、支援等に努めているところでございます。また、これまで取り組んだ虐待のケースでは、様々なケース対応が必要であり、難解な案件のケースが発生した場合には、このネッ

トワークの委員でいらっしゃいます、三重弁護士会、三重県社会福祉士会、松阪警察署などの関係専門委員による検討会議を開催し、専門的な立場からアドバイスや助言をいただき虐待対応に取り組んでまいりました。

本日の代表者会議の議題は事項書のとおりです。まず松阪市の虐待件数状況等のご報告を行いまして、続いて今回の新たな取り組みとして三重県高齢者・障がい者虐待防止チームから講師をお招きし、虐待発見から終結までのプロセスとし題して専門的な知見からご講演をいただきます。講演終了後に質疑応答を行い、3時30分ごろ終了の予定となっております。それでは、事項書1の松阪市の虐待件数の状況について、ご報告させていただきます。事務局から報告をお願いします。

事務局 状況報告の前に事業実績、事業計画の報告をさせていただきます。

令和3年度の事業実績をご覧ください。事業名は「会議」、内容は(1)代表者会議、これは今年の2月4日ここ嬉野地域振興局におきまして講演会を行う予定をしており、新型コロナウイルスの感染拡大により、急遽中止とさせていただきました。(2)高齢者虐待実務者会議ですが、これは原則として奇数月の第3木曜となっております。令和3年度は6回開催を致しました。令和4年度の事業計画について事業名は「会議」、内容は(1)代表者会議、これが本日の会議となります。2月に行うはずであったご講演、「虐待発見から終結までのプロセス、適切な役割分担と連携」と題しまして、このあとご講演いただきます。(2)高齢者虐待実務者会議ですが、3年度と同じく奇数月の第3木曜に開催し、今年度は既に4回開催、今後1月と3月を予定しています。また、随時高齢者支援課と障がい福祉課、各関係機関でケース会議を実施しております。高齢者支援課では2か月に1回会議を開催しておりますが、障がい福祉課についてはその都度必要に応じて会議を開いております。

では、続きまして、障がい者の虐待件数状況についてご報告いたします。資料、松阪市の状況について 障がい者 養護者（家族等）をご覧ください。相談件数ですが、令和元年度が1件、2年度が3件、3年度におきましては6件で、少なく感じるものの増加傾向ではあります。1番の虐待種別では令和元年度3件となっておりますが、これは1件の通報で身体的、ネグレクト、経済的、と重複しているためです。2番、通報者は、相談支援専門員、施設職員、本人、警察、匿名などです。3番、被虐待者の年齢は20～60代で特に偏りはありません。4番、確認状況ですが、この3年間で虐待3件、虐待でないもの4件、対応の必要がないもの、これは調査を行わず関係者からの情報収集のみで虐待ではないという事実確認ができたもので、3件となっております。5番、その後の対応ですが、保護・分離、これは虐待ケースの対応で3件。虐待ではないが何らかの支援が必要なケースは支援として4件、対応不要で今後経過観察が3件となっております。このように養護者からの虐待は、若干ではありますが増加しており、コロナ禍の影響による自粛生活の長期化で他者との交流が減り、家庭内が閉鎖的環境となったこと、またそれにより養護者の負担が増え、福祉サービスの利用制限などもあり、さまざまな生活の変化が原因と思われま

す。次に、障がい者福祉施設従事者の虐待についてですが、障がい者福祉施設従事者等をご覧ください。件数としては、元年度が11件、2年度が5件、3年度が3件となっており、減少がみられます。先ほどと同じく、1番の表は種別を示しておりますので重複がございませぬ。2番、通報者は当該施設からが多くなっています。3番、被虐待者の年齢は半数近くが20代です。4番、虐待認定はなし、調査中が1件となっておりまして、なるべく年度内に判断するようにしておりますが年度を越え、調査の結果認定にならなかったというように聞いております。5番、全てのケースで施設等に対する指導等を行いました。引き続き、虐待の早期発見、早期対応に努めてまいります。障がい福祉課からは以上となります。

事務局 高齢者支援課より松阪市の高齢者虐待について報告させていただきます。まず松阪市の高齢者の虐待件数の前に、松阪市の11月1日時点の人口が15万9273人となっております。そのうち65歳以上の高齢者につきましては4万8402人となっており、高齢化率が30%を超えてきている状況となっております。

それでは、資料について説明させていただきます。養護者からの高齢者虐待につきましては、通報の相談件数は、令和元年度が28件、令和2年度が46件、令和3年度が32件ございました。年間を通じて30件ほどの通報を毎年いただいております。通報相談者につきましては、ケアマネージャーからの通報が最も多くなっております。あと支援機関や医療機関など様々な関係機関からの通報をいただいております。虐待と判断したケースのうち身体的虐待の割合が最も多くなっており、近年では引きこもりがちな息子様などから親の通帳管理という名目で現金などの金銭搾取など経済的虐待の数も一定のご報告をいただいております。医療介護従事者による施設内での虐待につきましては、それほど通報の件数としてはございません。先ほど障がい福祉課からも話がありましたが、コロナ禍という中で、介護の負担が増大し介護従事者不足の施設等があるなかで、施設内での虐待に対する教育や研修が行われ、虐待防止に向けて行われているものと推測はされますが、安易に減少傾向ということではなく、核家族化や労働介護による家計事情などで、虐待に関する通報や相談は一定の件数があるなかで、松阪市といたしましても令和2年3月に高齢者虐待の防止マニュアルを改定し、高齢者虐待への早期発見、深刻化の防止に努めているところでございます。

松阪市では、松阪市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク連絡協議会を平成19年に組織をして連携を高め活動しております。高齢者支援課といたしましては先ほどの説明にもありました通り、この要綱に定める通り2ヶ月に1回の実務者会議を開催し、各地域包括支援センターの担当者や各地域振興局地域住民課の担当者と共に虐待のケース報告、対応などの情報共有を図り、高齢者虐待の早期発見、終結に向けて取り組んでいるところでございます。

コロナ禍の中で8050問題とも言われる引きこもりの子どもが親に経済的に依存し、経済

的虐待や身体的虐待に発展するケースが今後増加してくると思われるなかで、虐待の発見が遅れないように地域包括支援センターを始め、令和4年7月7日市内3ヶ所に開設をいたしました。福祉まるごと相談室など地域で受け止める窓口からの情報提供及び情報の提供を密にして地域の困りごとの相談、地域における支え合い活動等で虐待の早期発見により一層努めていきたいと考えております。また市政の説明や専門知識を活かした講習や実習等を行う出前講座を開催し、高齢者の権利を守るためのテーマで引き続き高齢者支援課としても活動していきたいと思っております。説明は以上になります。

議長 事項1の説明につきましては以上で終わらせていただきました。質問につきましては講演が終わりましてからと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

それでは、続きまして事項書の2の講演、「虐待発見から終結までのプロセス」～適切な役割分担と連携～と題してご講演をいただきます。よろしくお願いいたします。

講演「虐待発見から終結までのプロセス」～適切な役割分担と連携～（講演時間47分）

議長 ありがとうございます。虐待対応のプロセスについて貴重なお話をいただきました。それでは、ただいまから質疑応答の方を行わせていただきたいと思います。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。ウェブでご参加の方もいかがでしょうか。はい、それではお願いします。

委員 よろしく申し上げます。私は10年以上、虐待防止ネットワーク代表者会議に参加させていただいております。今日の説明は家庭での虐待が多いということで、施設での虐待の説明と言うのがなかったのかなと思いました。こちらの資料は終わったら返させてもらった方がいいですか。なくていいんですね、分かりました。施設での虐待はなかったんでしょうか。家庭での虐待の問題については経験があるんです。私の母も介護を、兄夫婦が介護してもらっていたんですけども、面会来てもらった場合の母へのお小遣いというのを渡していたんです。その場で入所になったのでお小遣いは渡さなくなったんですけども。ときどきその介護施設の方へ私行って母と面会をしたりすると、お小遣いがほしいと言われるんですね。何に使うのって言ったら泣き出したりとかということがあって、なぜかなって考えていたら姉から虐待を受けていたようで、今まで我慢してきたんだという話を聞いたんです。その時は施設入所だったので、今回施設での虐待の問題というのが上がってきているのか聞きたいなと思っております。今まで問題が多かったと思うんです。家庭での虐待の問題だけ説明いただいたのでお聞きしたいです。

議長 はい。ありがとうございます。それでは事務局の方で施設の虐待の状況についてご回答させていただきます。

事務局 障がい福祉課です。先ほど擁護者、家族のあとに障がい者福祉施設従事者等の説明も少しさせていただきました。障がい者福祉施設従事者等の表のところで経済的虐待が令和3年度1件ですが、今まだ公表ができないんですけれども、今年度につきましてやっぱり経済的虐待が起こっておりまして対応中ということになります。今まで2年、3年と1件だけで少ないように思うんですけれども、ちょっと数件起こっておりまして増えてきているという感じは受けております。まだ今年度については公表ができない状態ですので、申し訳ございません。

講師 ご質問ありがとうございます。先ほどの話の中で2つ考えられるかなと思います。まず1つ目が、施設に入所していたとしても経済搾取である場合は擁護者による虐待ですね。ただ、施設がそれを知り得ながらどこにも通報していないということになれば、それは施設従事者による虐待、ネグレクトですね。それに該当してくるかなというふうに思います。なので、本人の話を聞く時に二つの見方が必要。

もちろんそれだけではなくて、実はお金を渡していたけれども、施設がご本人さんに渡さずに適切な理由も伝えずに保管しているということであれば、それはそれで虐待になります。ちゃんとご本人さんに渡らないかもしれないけど説明する。で、その上で説明したところお金受け取ってくれへんって言われるかもしれないけども、っていうのをご家族に返す。この情報のやり取りが実は必要になってくると思っています。従事者による虐待というのは皆さんも気づいていただいていると思いますが数字は減っているんです、実は。これなぜかという面会しに行っていないから。虐待があるのかどうかを確認するのは、その施設の職員がちゃんと通報してくれるといいんですが、多くは面会に来た時にご家族であったり知人であったりということが多いんです。それが減っています。ですからもっと潜在的な不適切な案件というのは実はあるのかもしれない。ここは表面化するのが難しいので、根気よくしっかりとその場面に出くわした時の対応が必要になってくるのかなというふうに思います。結局はきちんと虐待に対応しなければならないという職員が増えてきているのも事実なんです。そういう研修を受けてきて、しっかりとなんとかしなければならぬという職員がいるので、こういったことをきちんと把握して進めておりますので、それを回答とさせていただきますと思います。よろしかったでしょうか。

委員 10年以上参加させていただいて虐待の件数が減ってきているのは実感しています。今後虐待防止ネットにお願いというより、知識のない方にはなかなか難しいかもしれませんが、職員さんが虐待していても本人さんが声を出せない、そういったところはあるのかなと思います。職員さんが虐待するというのは夜勤の時、交代勤務で施設長さんとか上司の方のいないところで起こるのが多いのかなと思います。虐待がなくなってほしいなと思っています。以上です。

講師 はい。ありがとうございます。その通りだと思います。これからは我々専門職員が気をつけながら、周りを見ながら皆さん心配なく施設を利用していただけるようにしていきたいと思いますので、今後ともよろしく願いしたいと思います。ありがとうございます。

議長 はい。ありがとうございます。その他何かご質問よろしいでしょうか。それでは終了のお時間が迫ってまいりましたので、質疑応答このへんで終わらせていただきたいと思います。本日はコロナ禍の中、講演に際しまして快く承諾をいただき、虐待の発見から終結にいたるまでのプロセスについて、大変参考になるご講演をいただきました。今後も皆様に様々なケースの対応をしていただく中で、解決に向けて情報共有していきながら虐待が少しでもなくなることを願っております。それでは講師のかたに大きな拍手をもう一度お願いいたします。ありがとうございました。では、次に事項書3のその他につきまして委員の皆様方から何かございませんか。よろしいでしょうか。事務局から何か報告はございませんか。

事務局 来年度以降の開催時期についてですが、今後のコロナの状況を見ながら開催をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは、以上ですべての議題が終了いたしました。最後になりましたが、これからも高齢者や障がい者の尊厳や安全、安心を守るために虐待防止、早期発見、再発防止に取り組んでまいりますので、委員の皆様におかれましてはそれぞれのお立場からご協力いただきますようお願いを申し上げまして本日の会議は終了とさせていただきます。本日は長時間に渡りましてありがとうございました。